別表第１の12の次に次のように加える。

12の２　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(I)　200単位

ロ　関係機関連携加算(II)　200単位

注１　イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第１の13の注のイからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から12の２までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から12の２までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第１の13の注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第１の14の注中「12」を「12の２」に改める。

別表第２の１中「332単位」を「333単位」に、「443単位」を「445単位」に改め、同２の２の注中「４回」を「２回」に改め、ただし書を削り、同２の次に次のように加える。

２の２　事業所内相談支援加算　35単位

注　指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又は３の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第２の４中「42単位」を「30単位」に、「58単位」を「40単位」に改め、同４の注１及び注２中「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同２の６中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同６のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　６単位

別表第２の６の注１中「除く。」の下に「以下注２において同じ。」を加え、「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」に、「100分の25」を「100分の35」に改め、同６の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注２を同６の注３とし、同６の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第２の８の次に次のように加える。

８の２　送迎加算　37単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

８の３　保育職員加配加算　50単位

注　保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

別表第２の９を次のように改める。

９　延長支援加算

イ　肢体不自由児の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　61単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　123単位

ロ　重症心身障害児の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　128単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　256単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

別表第２の９の次に次のように加える。

９の２　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(I)　200単位

ロ　関係機関連携加算(II)　200単位

注１　イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第２の10の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から９の２までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から９の２までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第２の10の注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第２の11の注中「９」を「９の２」に改める。